

事 務 連 絡
平成21年10月15日

各介護保険関係団体 御中

厚生労働省老健局

介護職員処遇改善交付金の申請に係る協力依頼について

日頃より、介護保険制度の円滑な運営に御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

また、介護職員処遇改善交付金の執行に関しましては、平成21年度補正予算の一部見直しにより、ご心配をおかけしており、お詫び申し上げます。

さて、先般、長妻厚生労働大臣から、「本交付金については当初の予定どおり実施するとともに、平成24年度以降についても、介護職員の処遇改善に取り組む。」旨の方針が示され、本交付金の積極的活用についての発言がありました。（別添参照）

これまで、事業者の皆さまが、本交付金の執行停止があるのではないかと等の懸念から本交付金の申請を躊躇されていた事実及びこの大臣の方針等をふまえ、平成21年の交付金申請は、12月までの申請に対しては10月サービス提供分に遡及して交付対象とすることとしております。

つきましては、大臣発言にありますように、できるだけ多くの事業者の皆さまに本交付金を活用して介護職員の処遇改善を行っていただきたいと考えておりますので、貴会会員の皆さまに対しまして、今般の大臣からの発言内容を周知していただき、本交付金の積極的申請につきましてご協力をお願いいたします。

<添付資料>

1. (別添) 長妻大臣記者会見要旨(平成21年10月14日(水))
2. (参考) 介護職員処遇改善交付金の概要
3. 厚生労働省作成の全事業者向け広報資料

(国保連が発行する介護報酬支払通知書に同封予定)